

真鶴町港まちづくり協議会 総会

日時 平成30年10月16日(火)
午後1時30分～14時35分
場所 会議室

1 開会

- ・あいさつ(事務局)

2 会長あいさつ

- ・あいさつ(会長)

皆さんこんにちは。本日お忙しい中ご参加いただきありがとうございます。前回は2月7日に皆さんとお会いして、ほとんどのメンバーは変わらずに本日もご在籍いただいたという風に記憶に残っております。ただ今事務局からお話があったように、例年のお話以外に、ひとつ皆さんと一緒に話し合いをしたいという内容もございますので、是非とも忌憚りの無いご意見を聞かせていただくようお願い申し上げます。そういう事でこれから始めるわけですが、一部分代わった方もいらっしゃいますので委員の自己紹介をしながらこの会議を進めていきたいと思っております。

- ・自己紹介(出席者全員)

3 議題

(1) 平成29年度事業報告について

- ・事務局説明【資料1】

(2) 平成29年度収支決算について

- ・事務局説明【資料2】

(3) 監査報告について

- ・事務局説明

(4) 平成30年度事業計画(案)について

- ・事務局説明【資料3】

(5) 平成30年度収支予算(案)について

- ・事務局説明【資料4】

(6) 海のまち・豊漁豊作祭協賛事業について

- ・事務局説明【資料5】

委員 : ヨット体験については、何艇ぐらいあるのか。

事務局 : 10艇。その年によって違うが。

委員 : 第5船揚場は高さが4mぐらい。どうやって乗せているのか。

事務局 : 乗せ方は鈴木組に協力してもらい、前日のよさこいで第4から乗船する。岸壁からではない。

委員 : スタッフはどうなっているのか。

事務局 : まちづくり課でやる。

委員 : 海上保安庁の巡視艇は、入るときに汽笛を鳴らしてもらいたい規定があるのか。

委員 : 入るときの法律的な制限はない。1回鳴らすと右に曲がる、2回鳴らすと左、3回鳴らすと後進。多いのが後進だが、入るときの合図はなく、視界不良時に警笛を鳴らす。それ以外は紛らわしい音は鳴らさない。イベントとして皆が分かっているのであれば船長に鳴らしてもらおうよう伝える。可能であれば、出入港で鳴らしてもらおう。巡視艇の汽笛は大型船と違い甲高い音だが船長に伝える。

委員 : カヤック・ボート・ウィンドサーフィン等を港から降ろせるのか。そこから乗って出ていいのか問合せがある。琴ヶ浜でカヤックに乗ったり、ボートを持ち込んだりウィンドサーフィンをやっているお客さんがいる。それは駐車場があるのでそこで降ろして担いで行っているが、観光協会としては禁止をしていないが、本来はどうか。岩海岸からは砂浜なのでカヤックで出ていいかというのがあるが、駐車場がないのでそれは無理と伝えているが、海岸からカヤック・ボート・ウィンドサーフィンというのは出られるのか。港なら出られるのか。水上バイクが休みになると結構入ってくるが港の航路とかは決まっているのか、マリーナからであればカヤック・ボート・ウィンドサーフィンで出られるのか。ここら辺を教えていただくと案内できるのだが。

事務局 : 県条例等を確認してそれに基づいての判断になる。大きなヨットで第5岸壁を使いたいという場合はお断りしている。レジャー用のものについては条例等を確認する。水上バイクは、報告書等で状況把握をしている状況。水上バイクの問題は今後対応していかなくてはならない。

委員 : 岩海岸からはそういうものが出られるのか。駐車場がないから断っているが。

事務局 : 岩漁港は管理している所管課が分かれている。漁協との関係もあるので意見はこの場で取り返事をさせてもらいたい。

(7) 真鶴港周辺グランドデザインの策定について

・事務局説明【資料6】

・事務局説明【資料7】

委員 : GDの策定は資料6にあるように、真鶴町が過疎地域に指定されてことから始まっているのか。

事務局 : はい。

委員 : 過疎地域に指定されて国の方から交付金はもらえるのか。

事務局 : 過疎地域に指定されたことによって過疎債を活用できることはあるが、GDを策定したから何かを貰えるわけではない。

委員 : あまりGDを作るメリットがないのでは。

事務局 : メリットはないが、色々な事を手当たり次第にやるのではなく、方向性を決めていった方がいいのではという発想の中からできあがったもの。

委員 : それは分かるが、GD策定にあたって短期・中期・長期と言っているが、具体的に進めるにはお金が無いと何もできない。県は沖防波堤が出来上がったので内側を整備していく。それに対する補完・活用としてソフト対策について町がついて来てくれるとありがたい。

よりよい物を作り、それを媒体として利活用してもらい活性化が図ればよいが、県は少なくともハード面を担当して、厳しい予算の中精一杯やって、10年以内（短期）で作り上げようという気持ちではいる。部分的には施設が出来上がっていくが、その時にソフトというか、町がどれだけついてきてくれるのか。GDは良いものを書いてあっても、それが活かされないといけないし、活かすためには予算的なバックアップがないとなかなか難しい。良いことがいくら書いてあっても、それを活かすために動かないと人は来ないし、過疎化は進むに決まっている。県と町の役割を分けてしまったらいい方向性にはいかないと思っている。過疎指定されたこととGDを策定することによって、国の方の施策からお金を持ってこられるところが無いのではなく、少し町も考えて。GDが絵に描いた餅にならないように。県に続いて、町のソフト対策も頑張ってもらいたい。

事務局 : 町も全てのジャンルに手を入れていかないといけない状況。全体のバランスを見て対応していきたい。

委員 : 過疎債を起こせるのか。

事務局 : 内容による。過疎自立促進事業の中に位置づけられている事業であることが大前提。

委員 : 整備する上で今手持ちのお金がこれしかないが、5倍の事業ができるというやつ？昔の下水道整備と同じ？

事務局 : そう。交付税措置がされるという事がある。

委員 : 岸壁と港の中の区別の違い。岸壁の立ち入っていい場所。鈴木組・漁協・港湾も立ち入っちゃだめ。第5岸壁のところは無料の駐車場を港湾事務所の人に開けてもらって使っているが、夜中のイカ釣りの人は本来入っていけないのか。港の海の中は泳いではいけないのか。西浜から東浜までボートの競争をすることはいけないのか。イベントをやるときに海上はどこまで使えるのか。今後対応するために教えてほしい。

事務局 : これも県条例が港湾区域のところになると思うが、真鶴港の港湾区域は岸壁の施設方まで全部港湾区域。海の方は沖防波堤を結んだところから琴ヶ浜の海岸線を結んだところまでが港湾区域。その区域の中でできる、できないが分かれる。夜の釣り（イカ釣り）は、第5岸壁は釣りをしているとしている。夜については大きな船が停船していなければ禁止はしていない。

委員 : 港のGDはどこまで入っているのか。風外堂・昔の水道跡・鈴木組の裏山とか、どこまで入っているのか。

事務局 : 範囲は明確に分けてない。公共施設の管理者に今後の活用等の調査をかける。風外堂・琴ヶ浜駐車場も入っている。きっちりした線と言われると難しい。ある程度、真鶴港周辺と大きくみて考えている。

委員 : 上から港をみる景観、船から町を見る景観、景観の保持を含めたGDと考えてよいか。

事務局 : そう。上から見た風景下から見た風景、どちらとも港からの風景と考えている。

委員 : 美の基準を基にやるということか。

事務局 : はい。

委員 : あいさつ運動や10年後の町の人づくりも含んだことをやっていくのか。

事務局 : そこは港だけでなく、全体構想でうたっていかなくてはいけないところだと思っている。

事務局 : 補足すると、真鶴港に関係なく4地区でそういう事を話し合っていくが、視点が2つ分かれる。1つめは観光客に向けてどう動くか。資料7でいうと短期的な取り組みが観光に特

化している部分。もう1つは周辺住民に対する使いやすさや便利さ、景観を守っていく等
そういう部分についての視点もある。それらを突き詰めていくと相反するときがある。観
光客に対しては開発した方がいいし、町民に対しては開発せず残した方がよいなど。そう
いう物を分けて考えないとこんがらかるので、観光客・町民用と分けながら意見貰おうと
思っている。港に限らず他の地区も同様。最終的には企画調整課でまとめていくので、そ
ういった部分は議論していこうかなと思っている。